

宇和島商工会議所「パール共済」見舞金制度規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「パール共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「パール共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金制度について規定するものであり、その対象者は、「パール共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「対象者」という。)とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「パール共済」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「パール共済」から脱退するものとする。「パール共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が「パール共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (3) 会員事業所が「パール共済」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第7条 本規約の制定および改廃は、常議委員会の決議により行う。

(付則)

第1条 この規約は、平成19年7月1日より実施する。

別表 1 見舞金給付内容

〈給付する場合〉

● 病気入院見舞金

対象者が「パール共済」加入後に、病気により10日以上継続入院された時、一律に1口につき10,000円(最高5口50,000円)を支給する。ただし、対象者1人につき1年に1回(当年7月1日～翌年6月30日)の支給を限度とする。

● ケガ通院見舞金

対象者が「パール共済」加入後に、ケガにより入院を含まず5日以上実通院された時、一律に1口につき10,000円(最高5口50,000円)を支給する。ただし、対象者1人につき1年に1回(当年7月1日～翌年6月30日)の支給を限度とする。

〈給付できない場合〉

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

● 共通 会員事業所の対象者

- ・ 特定親族の故意、重過失
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 戦争、破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

● 病気入院見舞金

- ・ 10日以上入院
- ・ 保険期間中10日以上入院による請求は2回目以降は支給しない。

● ケガ通院見舞金

- ・ 5日以上の実通院
- ・ 保険期間中5日以上通院による請求は2回目以降は支給しない。

別表 2 見舞金請求の際の必要事項

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金	10日以上入院期間の証明できる領収証、診断書等
ケガ通院見舞金	5日以上通院期間の証明できる領収証、診断書等

例

- ・ 被保険者が10日以上病気入院して死亡した時、保険金の請求が発生するので、事後請求の見舞金は支払わない。(見舞金の支払は入院給付金、保険金が該当しない場合に発生する。) 但、被保険者が退院後見舞金を請求した場合は将来的に被保険者が死亡した場合でも該当する。
- ・ 当年度内に同じ被保険者が病気及び怪我をした場合は両方見舞金の対象とする。
- ・ 支払い有効期限は、基本的に生命共済の給付金、保険金の支払いの時効(3年)

期限とする。

「パール共済」

見舞金制度規約

宇和島商工会議所

(目的)

第1条 本制度は、宇和島商工会議所（以下、「商工会議所」という。）が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「パール共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、商工会議所が運営する「パール共済」のうち、商工会議所が独自に給付を行う見舞金制度について規定するものであり、その対象者は、「パール共済」に加入する商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

(期間)

第3条 本制度は、1年間（当年7月1日～翌年6月30日）の支給を限度とし、毎年自動更新とし、本制度への加入が継続している間とする。

(効力発生日『加入日』)

第4条 本制度は、加入（増口）申込月の翌々月1日から効力を発生するとする。

(運営費)

第5条 会員事業所は、商工会議所に対し、「パール共済」の掛金に含まれる本制度の運営費当月分を前月の20日（ただし、当日が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日、翌営業日が休業日のときは翌々営業日）に預金振替にて毎月払い込まなければならない。なお、脱退しても運営費の払戻しはしないものとする。

(給付内容)

第6条 本制度の給付は、見舞金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

第7条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、脱退通知手続きを行い、掛け金が払い込まれている月の末日をもって、「パール共済」から脱退するものとする。

「パール共済」から脱退した対象者は、脱退通知手続きを行い、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「パール共済」から脱退するものとする。なお、死亡保険金・高度障害保険金の支払事由に該当した場合、その日をもって脱退扱いとする。

- ① 会員事業所が商工会議所の会員でなくなったとき。
- ② 会員事業所が「パール共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき。
- ③ 会員事業所が「パール共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。
ただし、猶予期間内（2ヶ月以上にまたがらない）に支払がなされた場合はこの限りでない。
- ④ 会員事業所を退職したとき。

（給付手続き）

第8条 対象者は、見舞金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の手続を行うものとする。

第9条 この規約は、平成19年7月1日から実施する。

別表1 見舞金給付内容

1. 給付する場合

① 病気による入院見舞金

対象者が「パール共済」に加入後に病気により10日以上入院したとき、一律に加入口数1口につき10,000円を支給する。
ただし、対象者1人につき1年に1回の支給を限度とする。
病気入院見舞金を請求する権利は、病気退院日より1年を経過した時消滅する。

② 事故による入院見舞金

対象者が「パール共済」に加入後に事故により5日以上通院した時、一律に加入口数1口につき10,000円を支給する。
ただし、対象者1人につき1年に1回の支給を限度とする。
事故通院見舞金を請求する権利は、治癒日より1年を経過した時消滅する。

2. 給付できない場合

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

① 共通（対象者）

- ・ 特定親族の故意、重過失。

- ・地震、噴火またはこれらによる津波。
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等。
- ・核燃料物質等の放射性、暴発性その他有害な特性による事故。

② 病気による入院給付金

- ・10日以上入院
- ・1年に2回以上の10日以上入院による請求は、2回目以降は支給しない。

① 事故による入院給付金

- ・日以内の通院
- ・1年に5回以上の5日以上通院による請求は、2回目以降は支給しない。

別表2 見舞金請求書類

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金	・入院期間の証明できる領収証、診断書、退院証明書等
事故通院見舞金	・通院日数の証明できる領収証、診断書等